

## 全社的な内部統制とは？

矢島 格

内部統制報告制度の評価作業は、一般的には、『全社的な内部統制評価 決算・財務報告プロセスの内部統制評価 決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの内部統制評価』という流れで行なわれ、この評価は、この評価結果を踏まえることが求められている。具体的には、この全社的な内部統制評価の結果から、財務報告の虚偽表示リスク発生の頻度や影響度を見極めて、この評価範囲や評価方法を決めていくことになっている。つまり、全社的な内部統制評価が、その後の評価作業の前提として位置づけられている。

けれども、全社的な内部統制評価の内容は意外にわかりにくい。内部統制実施基準では、「全社的な会計方針及び財務方針、組織の構築及び運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定のプロセス等」が、全社的な内部統制の評価項目として挙げられている。端的に言えば、企業集団・グループの内部統制全体を俯瞰する評価であり、経営層によって行なわれる内部統制への取組み等を主に評価するものと解釈できよう。

ところで、以前から、「内部統制に一生懸命取り組んでも、経営層による不正行為や違法行為を防ぐのは難しいのではないか。」とか、「内部統制の有効性をいくら高めても、経営層が内部統制を無視したり無効にしたりすることに対しては、無力ではないか。」というような意見(批判)を耳にすることがある。たしかに、これまでの歴史を振り返れば、制度改正の引き金になったような粉飾決算等不祥事のほとんどに、経営層が関与していたことは明白である。また、帝国データバンクによる調査では、08年度に不適切な会計処理(粉飾決算)が発覚したわが国上場企業に見られる共通点のひとつとして、「大半がワンマン経営者が経営トップが長期にわたって務めており、自浄作用が働きにくいこと」が指摘されている(江口(2009)参照)。

しかし、全社的な内部統制をはじめとする内部統制を適正に実施し、経営層の行動そのものも評価していけば、不正行為や違法行為に一定の歯止めがかかるのではなかろうか。たとえば、内部統制実施基準には、全社的な内部統制の評価項目として「取締役会および監査役等は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。」という例が示されているが、この評価項目が有効であるならば、経営層への牽制は一定程度機能するのではないかと思われる。さらに、経営層も評価の範疇に入った内部統制報告書が外部に開示され、その内容についての説明責任を負わされている。加えて、独立性を有する外部の監査法人による内部統制監査(=内部統制報告書のチェック)も課されていることを考えると、粉飾決算等の不正行為や違法行為は一定程度抑止されると期待しても良いだろう。

いずれにせよ、企業集団・グループ全体の取組みである内部統制を適切に機能させていくことの意義は、決して小さくない。

【参考文献】江口一樹(2009)「08年度は上場22社の「粉飾」が発覚」『エコノミスト』6月9日号

八田進二・町田祥弘(2007)『内部統制基準を考える』同文館出版

八田進二(2007)『これだけは知っておきたい 内部統制の考え方と実務 評価・監査編』

日本経済新聞出版社